

労務関係（当該営業所の運転者に係るもの）

- 運転者一覧表（性別・生年月日・選任年月日がわかるもの）

巡回指導の通知と合わせて同封されている一覧表を活用する
また、上記内容に合わせた一覧表を作成する

- 就業規則、育児、介護、休業、賃金規定、36協定書（控）

労働基準監督署へ届出している就業規則に育児規則、介護規則、休業規則、賃金規定が記載してあることを確認します。

また別途、労働基準監督署に提出している最新の36協定を用意して下さい

- 健康診断結果・記録簿

1年に1度の健康診断の結果と記録簿従業員分用意して下さい。

また深夜勤務がある従業員については半年に1度、健康診断が必要です。

※1年に2度ではなく半年に1度です

- 適正診断受診結果表・計画表（初任・適齢・事故惹起）

適正診断の受診結果をご用意ください（初任・適齢・事故惹起者は必須です）
一般診断ではありません。

- 特定運転者指導記録簿（初任・適齢・事故惹起）

特定運転者に対して、国土交通大臣が定める指導、教育を実施し、その結果を保存。その保存している資料を用意してください。

- 社会保険等の加入状況が確認できる書類、賃金台帳（労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金）

賃金台帳に記載している控除項目（各種保険）で確認できますが、

1.各種保険の納付書類（領収済通知書）を用意しましょう。

- 運転者の雇用契約書及び労働条件通知書等

従業員と交わしている雇用契約書又は労働条件通知書を用意してください。

期間を定めている場合は、最新のものを用意しましょう。

備考